

消費税率の引き上げによる上下水道料金等の改定について

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることにより、上下水道料金等が以下のように改定されます。

【9月30日以前から 継続して使用している皆さんへ】

新税率の適応は地区によって異なります！

- 奇数月に請求されている地区
1月請求分(10月半ば～12月半ば)から
- 偶数月に請求されている地区
2月請求分(11月半ば～1月半ば)から

【下水道使用料】

①基本料金(月ごとの定額料金)

10m ³ まで	1,430円
---------------------	--------

②従量料金(月ごとに使用した水の量に応じた料金)

使用水量	金額(1m ³ につき)
11～20m ³	121円
21～30m ³	137円50銭
31～50m ³	148円50銭
51～100m ³	159円50銭
101～500m ³	170円50銭
501m ³ ～	181円50銭

※中野台下水処理施設使用料、市営住宅汚水処理施設使用料の計算は下水道使用料と同じです。

【加入金】

口径	加入金額	口径	加入金額
13mm	39,600円	50mm	620,400円
20mm	86,900円	75mm	1,412,400円
25mm	146,300円	100mm	管理者が定める
30mm	220,000円	150mm	管理者が定める
40mm	401,500円		

【水道料金】

①基本料金(口径による月ごとの定額料金)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
金額	979円	1,562円	2,222円	2,618円	5,060円

口径	50mm	75mm	100mm	150mm
金額	7,755円	19,030円	33,660円	58,630円

②従量料金(月ごとに使用した水の量に応じた料金)

使用水量	口径25mm以下	口径30mm以上
10m ³ まで	0円	1m ³ につき88円
11～20m ³	1m ³ につき88円	
21～50m ³	1m ³ につき104円50銭	
51～100m ³	1m ³ につき121円	
101m ³ ～	1m ³ につき132円	